

【z281】超過勤務、休日勤務、夜勤の割増率

区 分		割増率
正規の勤務時間が割り振られた日 (休日給が支給されることとなる日を除く)	5:00～22:00	125/100
	0:00～5:00、22:00～24:00	150/100
それ以外の日	5:00～22:00	135/100
	0:00～5:00、22:00～24:00	160/100
あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間	5:00～22:00	25/100
	0:00～5:00、22:00～24:00	50/100
正規の勤務時間を超えてした勤務時間の合計が一箇月について六十時間を超えた職員の六十時間を超えて勤務した全時間に対して	5:00～22:00	150/100
	0:00～5:00、22:00～24:00	175/100
再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうちその日の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務		100/100
再任用短時間勤務職員が週休日の変更にもない割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうちその勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務		支給しない